

専門研修（放課後児童コース）カリキュラムの設定に当たっての基本的な考え方 【前回の議論を踏まえての整理】

- 放課後児童支援員の業務を補助員も原則としてすべて担うという考え方を基本として、科目設定を考える必要があるのではないか。
- 放課後児童支援員の認定資格研修の研修項目・科目を幅広く取り入れて、全体をコンパクトにして設定する必要があるのではないか。
- 以前子育てをした、教育を受けた価値観にとらわれることなく支援者として関わっていただくことが重要であり、新たな子ども観や子育て環境の変化などを理解してもらうような科目設定を考える必要があるのではないか。
- 一般の方が主な対象となる子育て支援員の研修であるため、ハードルは高くない方が受講しやすいのではないか。

今後の検討課題

- 対人援助の受容と傾聴という基本的な姿勢を学ぶためにはロールプレイなどの演習が必要だと考えるが、基本研修でそれを行わないのであれば、専門研修で取り入れる必要があるのではないか。
- 実施主体を、子育て支援員基本研修と同様に、都道府県又は市町村とするのか、都道府県又は市町村のどちらかに限定するのか等の検討が必要ではないか。

都道府県認定資格研修【16科目（24時間）】

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

子育て支援員基本研修（素案） 【8科目（8時間）※1時間の演習科目を含む】



専門研修（放課後児童コース）の項目・科目・時間数 【6科目（9時間）】（案）

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等

2. 子どもを理解するための基礎知識

- ③ 子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

- ④ 子どもの生活と遊びの理解と支援

4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑤ 子どもの生活面における対応等

5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能

- ⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理

全科目【合計14科目（17時間）】を履修

子育て支援員・基本研修及び専門研修
(放課後児童コース)修了

専門研修（放課後児童コース）の各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的を学ぶ。 ○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を学ぶ。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的 ○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容
講師要件	放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など
科目名	② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける権利擁護・法令の遵守の基本を学ぶ。 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学ぶ。 ○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学ぶ。 ○放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける権利擁護・法令の遵守の内容 ○利用者への虐待等の禁止と予防 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識 ○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要 ○放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	③ 子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの育成支援のために子どもの発達を理解することの大切さを知る。 ○発達からみた児童期の一般的な特性を知る。 ○児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達についての基礎を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達と育成支援 ○発達面からみた児童期(6歳～12歳)の一般的特性 ○子どもの社会性の発達
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	④ 子どもの生活と遊びの理解と支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブに通う子どもについて知る。 ○子どもの生活における遊びの大切さを知る。 ○子どもの自主性、創造性を大切にする遊びへの関わり方を学ぶ。 ○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもにとっての放課後の生活 ○子どもの遊びと発達 ○放課後児童クラブにおける子どもの遊びと仲間関係 ○放課後児童クラブにおける子どもの遊びと環境 ○子どもの遊びと大人の関わり
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	⑤ 子どもの生活面における対応等
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブに通う子どもの特性に配慮した子どもの健康管理・情緒の安定を確保することの必要性と取り組むべき事項を学ぶ。 ○子どもの健康維持のための衛生管理に取り組むべき事項を学ぶ。 ○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学ぶ。 ○放課後児童クラブで取り組む必要のある安全対策・緊急時対応の基本を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの放課後等の健康管理・情緒の安定を図る役割 ○子どもの健康状態や心身の状況の把握と放課後児童クラブでの対応、保護者との連絡 ○放課後児童クラブの施設・設備やおやつを提供する際などの衛生管理と衛生指導 ○食物アレルギーのある子どもへの対応 ○救急対応の知識(アナフィラキシー・誤飲事故など) ○放課後児童クラブにおける子どもの安全の考え方 ○放課後児童クラブで取り組む安全対策・緊急時対応
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 養護教諭 イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士 ウ 医師 エ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 オ 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 カ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など

項目名	5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能
科目名	⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの仕事内容の概略を学ぶ。 ○放課後児童クラブの育成支援を支える職務の内容を学ぶ。 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方を学ぶ。 ○放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理の必要性を学ぶ。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの仕事内容 ○子どもや保護者と直接関わる仕事を支える職務の内容 ○放課後児童クラブにおける育成支援の記録の必要性 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)のあり方 ○放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など

事業の目的

- ・小規模保育等の地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図るための人材確保が必要。
- ・小規模保育等においては、多様な実態にある事業からの移行を想定して保育士以外の従事者も配置基準に含めることとしており、その際には一定の研修を義務づけ。
- ・研修を義務づけていない事業においても、質の確保を図る観点から研修を実施。

実施主体

- ・研修の実施主体は、都道府県又は市町村とする。
→社会福祉協議会や保育士養成施設、地域のNPO法人など子育て支援分野でノウハウを有する機関への委託も可能

子育て支援員(仮称)

- ・子育て支援員(仮称)は、都道府県又は市町村が行う子育て支援員研修(仮称)を修了し、子育て支援員(仮称)認定証の交付を受けたものとする。

研修対象者

- ・**保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業への従事することを希望する者等**を対象に研修を実施する。

研修内容

- ・各種事業に共通する「共通研修」と分野別の「専門研修」(放課後児童コース、社会的養護コース、地域保育コース、地域子育て支援コース)により、構成する。

実施上の留意点

- ・子育て支援員(仮称)の認定証の交付は、
~~修了した専門研修に応じて共通研修＋専門研修修了者は、「子育て支援員(仮称)(〇〇コース修了)」とし、共通研修のみの修了では認定証の交付は行わない。~~
~~共通研修のみの修了者は、「子育て支援員(仮称)(共通研修コース修了)」とする。~~
- ・子育て支援員(仮称)認定者が認定を受けたコース以外の専門研修を受講する場合には共通研修を免除。
- ・実施主体(都道府県・市町村)の研修修了者(子育て支援員(仮称)認定者)の情報管理に関すること。